



カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年6月

外商投資産業指導目録(2017年改正版)を公布

2017年「外商投資産業指導目録改正版(発展改革委商務部令2017年第4号)」が党中央委員会及び国務院によって承認され、2017年7月28日から正式に施行する。同時に、国家発展改革委員会及び商務部が共同公布した2015年3月10日付け「外商投資産業指導目録(2015年改正版)」を廃止する。

2017年商品分類行政裁定(I)を公表

税関は中華人民共和国税関行政裁定暫定弁法・税関総署令第92号及び中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定・税関総署令第158号に基づき「税関総署公告2017年第21号」を公表した。同公告は、オーチス高速エレベータ(上海)有限公司から申請されていた「エレベータ・ガイドレール」「エレベータ・ガイドレール・スタンド」「エレベータ・ピット床」の3商品に対する品目分類の裁定に関するものである。今後、同3商品は共通の税則番号「8431.3100」となる(中国国務院が定める輸出入税率表における税則コードや税率の調整のためのコード)。

税関総署が「香港・マカオ」ゼロ関税貨物原産地基準に2017年7月から追加措置

中国税関総署は、「香港 CEPA」(中国大陸と香港の経済と貿易の緊密化協定)と「マカオ CEPA」(中国とマカオの経済貿易緊密化協定)の補足協議を経て、2017年6月12日付けで「税関総署公告2017年第22号」を公布した。同公告は、「香港 CEPA のゼロ関税適用対象貨物の原産地基準表」と「マカオ CEPA のゼロ関税適用対象貨物の原産地基準表」に使用する貨物の名称を簡素化するため、2017年7月1日から施行する。また「税関総署公告2011年第82号」に付属する添付1「貨物貿易優遇措置を享受する香港貨物原産地基準表(2012年版)」及び添付2「貨物貿易優遇措置を享受するマカオ貨物原産地基準表(2012年版)」の関税番号の原産地基準の一部産品を修正し、修正版を2017年7月1日から施行する。

中国税関とニュージーランド税関が AEO(認定事業者)相互承認を実施

中国税関とニュージーランド税関は、2017年3月27日に合意した「中華人民共和国税関総署とニュージーランド税関署間の中華人民共和国税関企業信用管理制度及びニュージーランド税関の輸出貨物のセキュリティ確保のための輸出スキームとの相互認証取決め」を2017年7月1日から実施する。また、中国税関総署が2017年6月14日に公布した「税関総署公告2017年第23号」に基づき、中国とニュージーランド両国政府は、相手国の認定事業者(以下 AEO 企業)が輸入した貨物に対し、通関手続上の書類審査と貨物検査を簡素化し、検査が必要な貨物を優先させ、税関連絡代理人を指定して通関過程の問題解決を図り、中断した国際貿易を再開する場合には通関グリーンチャネルを設置するなど一層利便性を向上させる。

中国税関が業界基準管理弁法試行を公布

税関総署は、「中華人民共和国税関業界基準管理弁法(試行)(税関総署令第140号)」を公布し、「界面活性剤ノニルフェノールエトキシシレート」の鑑定方法「合成水酸化マグネシウムと天然合成水酸化マグネシウムの鑑定方法」など6項目の税関業界基準を承認(基準番号及び名称は「税関総署公告2017年第24号」をご参照)した。本公告は2017年8月1日から施行する。

中国税関が通関業務の一体化を全国で実施

税関総署は、政府機能を転換・加速して開放型の経済新体制の要求に応じるため、行政サービス・手続の簡素化とともに権限委譲を並行した通関サービス体制を深化し、税関の通関一体化を全国で実施するため「税関総署公告 2017 年第 25 号」を 2017 年 6 月 28 日に公布した。同公告によって全国の税関のリスク管理センターと税収管理センターを活用し、同一税収管理方式の改革を全国各税関が取り扱う輸入貨物の「中華人民共和国輸出入税則」の全章節に記載されている商品群まで拡大する。今後は各地の通関一体化審査センターでは関連業務を一切行わない。その他の事項では「税関総署公告 2016 年第 62 号」に従って施行する。同公告は 2017 年 7 月 1 日から実施する。

香港・マカオ経由の中継輸送貨物の原産地管理が一層簡素化

税関総署は、各種の優遇貿易措置が取り決められている香港・マカオ経由の中継輸送貨物の原産地管理を一層簡素化するため、2017 年 6 月 28 日付けで「税関総署公告 2017 年第 26 号」を公布した。同公告によると、2017 年 7 月 10 日より「税関総署 2016 年 52 号公告」に記載されている輸入貨物の荷受人及び代理人（以下「輸入者」）は、中継輸送確認書の提出が義務付けられる。ただし、税関が中継輸送確認書の電子情報をすでに受領し、かつ輸入者の申告内容と一致している場合には輸入者の中継輸送確認書の原本提出を不要にした。ただし、税関が中継輸送確認書の電子情報を受領していない或いは原本提出が必要であると判断した場合、輸入者は規定に従い中継輸送確認書の原本を提出しなければならない。

金と金製品の輸出入許可証に規制

中国人民銀行と税関総署は共同して、行政サービス・手続の簡素化と権限委譲を一層促進して「一帯一路」の建設を支援するため、「金及び金製品の輸出入許可証に関する公告」を公布し、「非一ロット一許可証」（輸出入許可証の有効期限内においてマルチに通関使用することができるが最多使用回数は 12 回まで）の「許可証」管理モデルを実施する。同許可証管理モデルを実施する税関は、既定の北京市、上海市、広州市、南京市、青島市、深圳市の 6 か所の税関のほか、天津市、成都市、武漢市、西安市の 4 か所が新たに追加された。その他の税関は現在施行されている規定に従い業務を実施し、また「非一ロット一許可証」の「許可証」管理モデルに関する規定及び要求については引き続き「中国人民銀行及び税関総署公告 2016 年第 9 号」に従って実施する。同公告は 2017 年 7 月 1 日から施行する。

地方税関政策の最新動向

広州税関が一部の広州税関公告を廃止、失効することを宣告

広州税関は、税関業務の発展とともに法的執行の統一性を確保するため、2017 年 6 月 12 日付けで「広州税関公告 2017 年 3 号」を公布した。同公告によって 7 件の公告（内訳は、①保税倉庫及び保管貨物の監督管理に関する公告、②輸出監督管理倉庫及び保管貨物に関する公告、③価格の事前査定の関連事項に関する公告、④企業管理業務の取り扱い関連事項に関する公告、⑤輸入分類通関改革の全面的な実施に関する公告、⑥輸出貨物の通関申告書の修正と撤回事項に関する公告、⑦「旅客が携帯して輸入する貨物」監督管理の規範化に関する公告）が廃止となる。また、6 件の広州税関公告（内訳は、①ネットワーク監督管理電子帳簿システムの電子授權管理モデルの採用に関する公告、②輸出入運送車両が利用する燃料の貯蔵及び物質の倉庫管理の一元化と規範化に関する公告、③保税貨物の国内販売に関する税金管理システムの応用促進に関する公告、④加工貿易輸出における課税貨物の管理に関する公告、⑤輸出入貨物航空輸送機管理システムの試行範囲の拡大に関する公告、⑥航空輸入の積荷書管理システムの試行範囲の拡大に関する公告）の失効を宣告した。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: ec.zhou@kpmg.com

Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔 (日本語可)

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.